

第 10 章 道 路

1 道路の概要

(1) 概要

本県の道路は、県土を南北に縦貫する一般国道 7 号及び一般国道13号を基軸として高速自動車国道 3 路線、一般国道15路線、県道251路線で基幹道路網を形成している。

さらに、市町村道 28,705 路線を含めるとこれらの延長は17,121.8 k mに及んでいる。

これを道路種別毎に分けると、高速自動車国道は235.3 k mで全体の1.4%、一般国道は1,132.4 k mで6.6%、県道は2,589.6 k mで15.1%を占め、市町村道は13,164.5 k mで76.9%となっている。

これらの道路の整備状況を県が管理する国県道についてみると、国道573.3 k m、県道2,589.6 k mでこれらの改良率は90.1%、舗装率は93.0%となっている。

(令和 7 年 4 月 1 日)

(2) 道路現況

国管理 令和 6年4月 1日
 県管理 令和 7年4月 1日
 市町村管理 令和 6年3月31日

道 路 種 別			路線数	総延長	重用延長	未供用延長	実延長	実 延 長 の 内 訳						
								改 良 ・ 未 改 良 別				路 面 別		
								改良済延長	未改良延長	自不能延長	改良率	舗装済延長	未舗装延長	舗装率
高 速 道 路			3	235,279	0	0	235,279	235,279	0	0	100.0	235,279	0	100.0
一 般 道 路	一 般 国 道	国 管 理	1	9,566	0	0	9,566	9,566	0	0	100.0	9,566	0	100.0
		(2)	6	581,893	22,825	0	559,068	559,068	0	0	100.0	559,068	0	100.0
		県 管 理	11	633,714	60,382	0	573,332	526,858	46,474	0	91.9	563,085	10,247	98.2
		小 計	1	9,566	0	0	9,566	9,566	0	0	100.0	9,566	0	100.0
	県 道	主要地方道	61	1,270,858	97,690	20,109	1,153,059	1,065,388	87,671	8,319	92.4	1,087,554	65,505	94.3
		一般県道	187	1,558,939	155,140	33,496	1,370,303	1,190,111	180,192	0	86.9	1,225,904	144,399	89.5
		小 計	248	2,829,797	252,830	53,605	2,523,362	2,255,499	267,863	8,319	89.4	2,313,458	209,904	91.7
	国 県 道	国 管 理	1	9,566	0	0	9,566	9,566	0	0	100.0	9,566	0	100.0
		(2)	6	581,893	22,825	0	559,068	559,068	0	0	100.0	559,068	0	100.0
		県 管 理	259	3,463,511	313,212	53,605	3,096,694	2,782,357	314,337	8,319	89.8	2,876,543	220,151	92.9
		小 計	1	9,566	0	0	9,566	9,566	0	0	100.0	9,566	0	100.0
	市 町 村 道		263	4,045,404	336,037	53,605	3,655,762	3,341,425	314,337	8,319	91.4	3,435,611	220,151	94.0
		一 級	972	1,740,411	21,134	19,871	1,699,406	1,448,855	250,551	9,270	85.3	1,595,468	103,938	93.9
		二 級	1,087	1,605,295	20,961	5,447	1,578,887	1,186,851	392,036	28,275	75.2	1,379,492	199,395	87.4
		幹線計	2,059	3,345,706	42,095	25,318	3,278,293	2,635,706	642,587	37,545	80.4	2,974,960	303,333	90.7
		その他	26,208	10,059,938	140,330	81,223	9,838,239	6,348,681	3,489,558	417,565	64.5	7,692,852	2,145,387	78.2
		小 計	28,267	13,405,644	182,425	106,541	13,116,532	8,984,387	4,132,145	455,110	68.5	10,667,812	2,448,720	81.3
	計		1	9,566	0	0	9,566	9,566	0	0	100.0	9,566	0	100.0
			28,530	17,451,048	518,462	160,146	16,772,294	12,325,812	4,446,482	463,429	73.5	14,103,423	2,668,871	84.1
独立専用 自歩道	県 道		3	77,987	11,720	0	66,267	66,267	0	0	100.0	66,267	0	100.0
	市 町 村 道		438	48,446	510	0	47,936	47,936	0	0	100.0	47,338	598	98.8
合 計			28,974	17,812,760	530,692	160,146	17,121,776	12,675,294	4,446,482	463,429	74.0	14,452,307	2,669,469	84.4

2 段書きの上段は内書きで有料道路のものである。
 路線数の () は内書きで一部県管理のものである。
 自不能は、未改良延長のうち自動車交通不可能延長のことである。
 単位：m・%

国管理 令和 6年4月 1日
 県管理 令和 7年4月 1日
 市町村管理 令和 6年3月31日

道 路 種 別			橋 梁		橋 の 内 訳				ト ン ネ ル		鉄 道 交 差		立体横断施設		渡 船 場		歩道設置 道路延長	歩道延長	
					木 橋		永 久 橋												
			数	延 長	数	延 長	数	延 長	数	延 長	立体	平面	歩道橋	地下道	数	延長			
高 速 道 路			336	25,493	0	0	336	25,493	39	41,749	12	0	0	0	0	0	0	0	0
一 般 道 路	一 般 国 道	国 管 理	18	1,187	0	0	18	1,187	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
			627	36,221	0	0	627	36,221	36	25,527	44	0	45	46	0	0	381,596	606,661	
		県 管 理	502	18,171	0	0	502	18,171	24	13,275	16	5	7	8	0	0	346,568	505,167	
		小 計	18	1,187	0	0	18	1,187	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
			1,129	54,392	0	0	1,129	54,392	60	38,802	60	5	52	54	0	0	728,164	1,111,828	
	県 道	主要地方道	862	30,951	0	0	862	30,951	24	8,112	38	15	6	13	0	0	584,747	831,640	
		一般県道	945	27,657	0	0	945	27,657	14	5,074	30	46	11	6	0	0	578,842	792,320	
		小 計	1,807	58,608	0	0	1,807	58,608	38	13,186	68	61	17	19	0	0	1,163,589	1,623,960	
	国 県 道	国 管 理	18	1,187	0	0	18	1,187	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
			627	36,221	0	0	627	36,221	36	25,527	44	0	45	46	0	0	381,596	606,661	
		県 管 理	2,309	76,779	0	0	2,309	76,779	62	26,461	84	66	24	27	0	0	1,510,157	2,129,127	
		小 計	18	1,187	0	0	18	1,187	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
			2,936	113,000	0	0	2,936	113,000	98	51,988	128	66	69	73	0	0	1,891,753	2,735,788	
	市 町 村 道	一 級	1,000	23,236	6	88	994	23,148	9	4,716	32	87	1	1	0	0	440,769	588,879	
		二 級	815	12,514	6	31	809	12,483	2	94	12	61	0	1	0	0	159,358	220,998	
		幹線計	1,815	35,750	12	119	1,803	35,631	11	4,810	44	148	1	2	0	0	600,127	809,877	
		その他	3,941	52,032	39	545	3,902	51,487	7	2,376	63	171	2	10	1	146	632,971	885,507	
		小 計	5,756	87,782	51	664	5,705	87,118	18	7,186	107	319	3	12	1	146	1,233,098	1,695,384	
	計			18	1,187	0	0	18	1,187	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
				8,692	200,782	51	664	8,641	200,118	116	59,174	235	385	72	85	1	146	3,124,851	4,431,172
独立専用 自歩道	県 道	34	1,337	0	0	34	1,337	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
	市 町 村 道	21	745	0	0	21	745	0	0	11	1	0	0	0	0	0	0	0	
合 計			9,083	228,357	51	664	9,032	227,693	155	100,923	260	386	72	85	1	146	3,124,851	4,431,172	

2 段書きの上段は内書きで有料道路のものである。
 路線数の () は内書きで一部県管理のものである。
 自不能は、未改良延長のうち自動車交通不可能延長のことである。
 単位：m・%

(3) 大規模自転車道

大規模自転車道とは、自転車交通の安全を確保し、あわせて心身の健全な発達に資することを目的とした、いわゆるレクリエーションサイクリング道路であり、本県には下記の3路線がある。

なお、令和4年3月に策定された「第2次山形県自転車活用推進計画」の「山形県自転車ネットワーク計画」において、いずれも広域的なサイクリングモデルルートに設定されている。

① さくらんぼサイクリングロード

- ・路線名 一般県道間沢寒河江山形自転車道線
- ・区 間 西川町間沢～山形市山寺
- ・延 長 L=37.3km
- ・幅 員 W=2.0(3.0)m
- ・事業年度 昭和51年度～昭和59年度(S60.3月完成)

② 置賜自転車道

- ・路線名 一般県道米沢県南公園自転車道線
- ・区 間 米沢市金池～高畠町蛭沢
- ・延 長 L=23.9km(うち、まほろば緑道5.9km)
- ・幅 員 W=2.0(3.0)m
- ・事業年度 昭和60年度～平成4年度(H5.3月完成)
(まほろば緑道は昭和51年度～昭和61年度に高畠町が都市公園事業で整備)

③ 庄内自転車道

- ・路線名 一般県道立川鶴岡自転車道線
- ・区 間 庄内町木の沢の一部 及び 鶴岡市羽黒町手向～鶴岡市日の出
- ・延 長 L=16.8km
(全体計画延長は40.8km(庄内町清川～鶴岡市日の出)だが、H16より整備を休止)
- ・幅 員 W=3.0(4.0)m
- ・事業年度 平成5年度～平成15年度(H16.7月一部供用)

(4) 道の駅

「道の駅」とは、道路利用者がいつでも自由に休憩し、清潔なトイレを利用できる「休憩機能」と、地域においては、人と人、人と地域との交流により、地域がもつ魅力を知ってもらい、人・歴史・文化・風景・産物等の地域に関する情報を提供する「情報発信機能」、「道の駅」をきっかけとして活力ある地域づくりを行うための「地域の連携機能」を備えた施設である。整備手法としては、道路管理者が交通安全事業の簡易パーキングエリアとして休憩施設を整備して市町村等が各種の地域振興施設を整備する「一体型」と、市町村等が単独で休憩施設や地域振興施設を整備する「単独型」がある。

<近年の供用状況>

平成28年10月8日、一般国道47号沿いに道の駅「しょうない」が供用。

平成29年4月21日、一般国道287号沿いに道の駅「川のみなと長井」が供用。

平成30年4月20日、主要地方道米沢高畠線沿いに道の駅「米沢」が供用。

令和5年11月26日、一般国道47号沿いに道の駅「もがみ」が供用。

令和5年12月3日、一般国道13号沿いに道の駅「やまがた蔵王」が供用。

令和7年12月14日、一般国道13号沿いに道の駅「新庄エコロジーガーデン原蚕の杜」が供用

山形県内においては、次の24箇所が「道の駅」として登録されている。

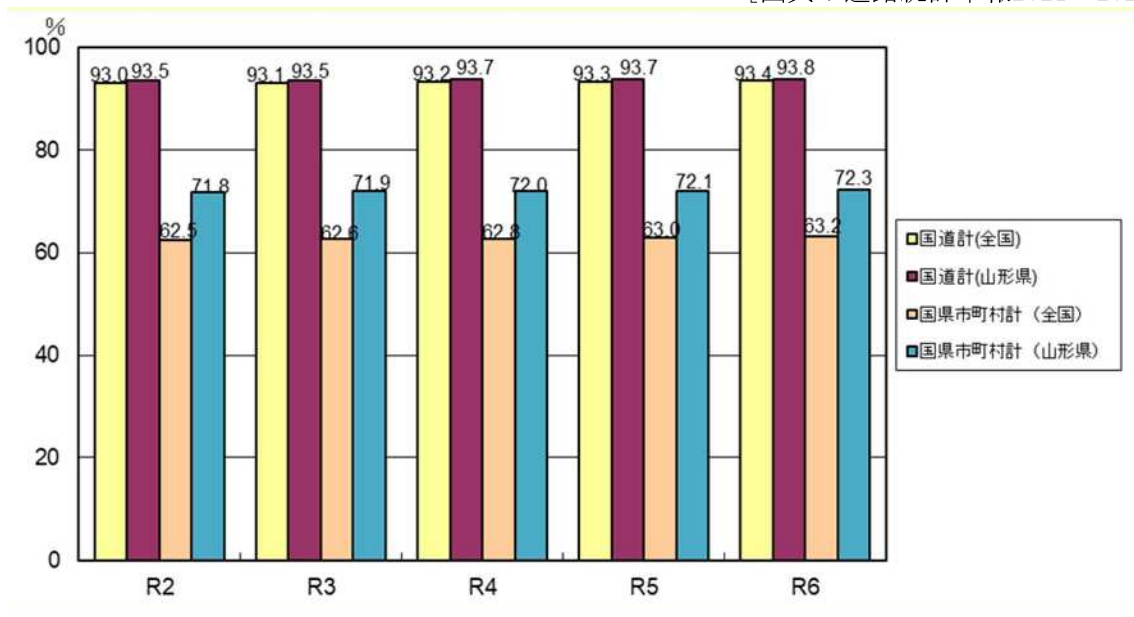
(令和8年4月1日現在)

	駅 名	市町村名	整備手法		設置主体	登録	供用 開始
			一体型	単独型			
1	月 山 【月山あさひ博物村】	国道112号 鶴岡市(旧朝日村) 越中山		○	鶴岡市 (国交省)	H5. 4. 22	H4. 10. 20
2	河 北 【ぶらっとびあ】	国道287号 河北町谷地	○		河北町 (山形県)	H5. 4. 22	H6. 4. 2
3	寒河江 【チェリーランド】	国道112号 寒河江市八楸		○	寒河江市 (国交省)	H5. 4. 22	H4. 5. 2
4	あつみ 【夕陽のまち しやりん】	国道7号 鶴岡市(旧温海町) 早田	○		鶴岡市 (国交省)	H5. 4. 22	H3. 7. 24
5	にしかわ 【月山銘水館】	国道112号 西川町水沢		○	西川町 (国交省)	H7. 4. 11	H16. 11. 9
6	いいで 【めざみの里観光物産館】	国道113号 飯豊町松原	○		飯豊町 (国交省)	H8. 4. 16	H9. 3. 30
7	むらやま 【村山市故里交流施設】	国道13号 村山市楯岡	○		村山市 (国交省)	H9. 4. 11	H10. 4. 27
8	とざわ 【モモカミの里「高麗館」】	(主) 新庄戸沢線 戸沢村蔵岡		○	戸沢村 (国交省 →山形県)	H9. 4. 11	H9. 8. 1
9	鳥 海 【(森のエリア)ふらっと、 (海のエリア)遊楽里】	国道7号 遊佐町菅里		○	遊佐町 (国交省)	H9. 4. 11	H9. 4. 5
10	田 沢 【なごみの郷】	国道121号 米沢市入田沢	○		米沢市 (山形県)	H9. 4. 11	H10. 4. 9
11	白い森おぐに 【ぶな茶屋】	国道113号 小国町 小国小坂町		○	小国町 (国交省)	H10. 4. 17	H10. 10. 9
12	おおえ 【テルメ柏陵】	国道287号 大江町藤田	○		大江町 (山形県)	H10. 4. 17	H10. 10. 24
13	庄内みかわ 【いろり火の里】	(一) 鶴岡広野線 三川町横山		○	三川町 (国交省 →山形県)	H11. 8. 27	H12. 3. 5
14	たかはた 【まぼろばステーション】	国道113号 高畠町安久津		○	高畠町 (山形県)	H12. 8. 18	H12. 4. 29
15	天童温泉 【わくわくランド】	国道13号 天童市楸ノ町		○	天童市 (国交省)	H16. 8. 10	H16. 11. 3
16	尾花沢 【花笠の里「ねまる」】	国道13号 尾花沢市芦沢	○		尾花沢市 (国交省)	H19. 3. 1	H19. 8. 6
17	白鷹ヤナ公園 【最上川あゆとびあ】	国道287号 白鷹町下山		○	白鷹町 (山形県)	H19. 3. 1	H19. 4. 25
18	あさひまち 【りんごの森】	国道287号 朝日町和合		○	朝日町 (山形県)	H27. 4. 15	H27. 10. 1
19	しょうない 【風車市場】	国道47号 庄内町狩川		○	庄内町 (国交省)	H28. 5. 10	H28. 10. 8
20	川のみなと長井	国道287号 長井市東町		○	長井市 (山形県)	H28. 10. 7	H29. 4. 21
21	米 沢	(主) 米沢高畠線 米沢市川井	○		米沢市 (山形県)	H29. 11. 17	H30. 4. 20
22	もがみ 【あつつえ】	国道47号 最上町志茂	○		最上町 (国交省)	R5. 8. 4	R5. 11. 26
23	やまがた蔵王	国道13号 山形市表蔵王	○		山形市 (国交省)	R5. 8. 4	R5. 12. 3
24	新庄エコロジーガーデン 原蚕の杜	国道13号 新庄市五日町	○		新庄市 (国交省)	R7. 1. 31	R7. 12. 14
	合 計	24	11	13			

(5) 道路整備の推移

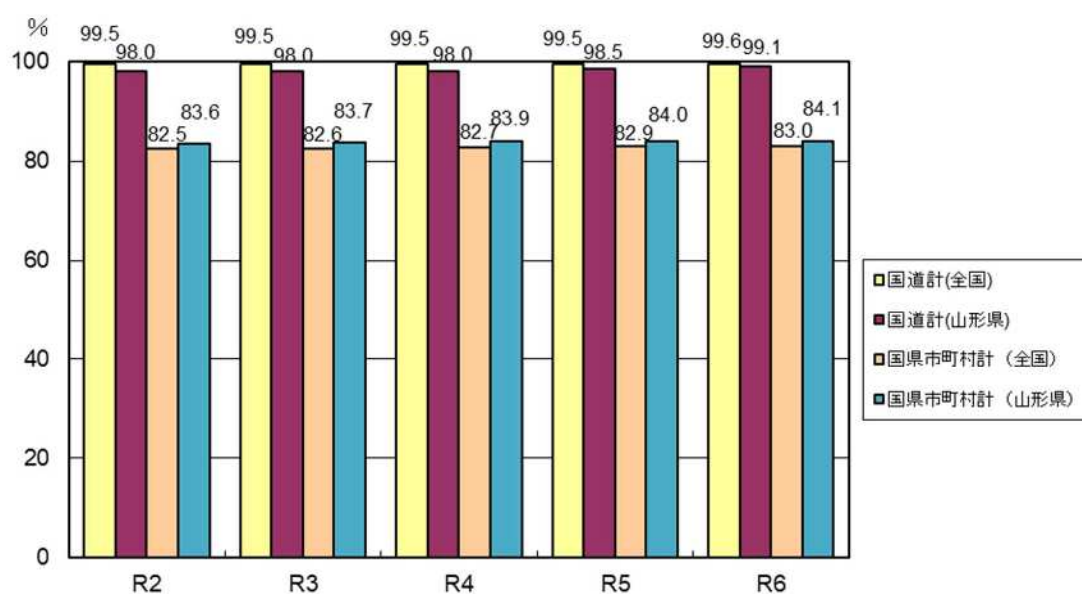
① 改良率(4月1日現在。国・都道府県道は車道幅員5.5m以上のもの)

[出典：道路統計年報2021～2025]

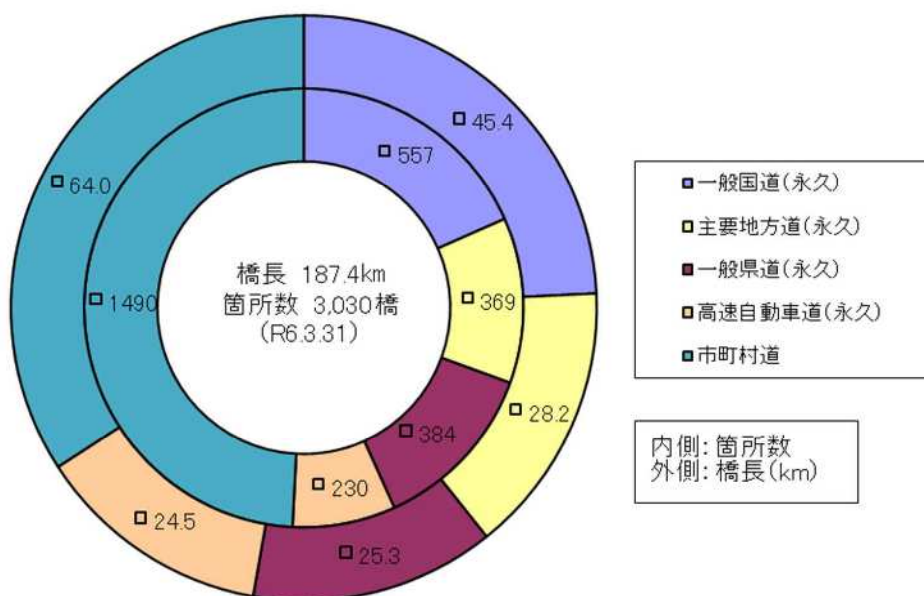


② 舗装率(4月1日現在。簡易舗装含む)

[出典：道路統計年報2021～2025]



③ 橋りょう(橋長15m以上)の現状 [出典：道路統計年報2025]

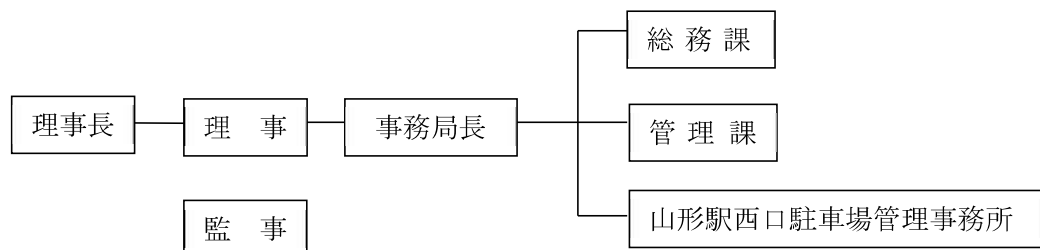


(6) 山形県道路公社

山形県道路公社は、有料道路の建設、管理を総合的かつ効果的に行うこと等により、幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的としており、山形駅西口駐車場の経営等を行っている。

① 組織(令和8年4月1日現在。以下同じ)

設立：昭和46年4月1日、基本財産：366,000千円(山形県出資)



※理事長及び監事は知事が任命する。

② 役員数 理事長1、理事3、監事2

③ 職員数

区 分	本 社		管理事務所		計
	常勤職員	非常勤職員	常勤職員	非常勤職員	
専任職員	—	4	—	4	8
併任職員	2	1	—	—	3
計	2	5	—	4	11

④ 有料駐車場の概要

駐車場名	路線名	区 間	事業費 (千円)	営業 開始	収容 台数	備 考
山形駅 西 口 駐車場	市 道 駅 西 3 号 4 号 幹 線	山形市 城南町 一丁目	1,220,000	H12. 12.14	345台	霞城セントラル内 鉄骨耐火構造8階8層 延床面積11,364㎡ 料金:最初の30分まで210円、以後30分毎に 100円。1日上限料金1,230円(H18.4.1新設)

2 道路の整備・管理について

◆山形県道路中期計画2028（H31.03策定、R06.03改定）

みちづくりの3つの柱と9つの施策

I. 県内産業や観光の振興を支える社会基盤となるみちづくり	①	県土の基盤となる広域道路ネットワークの整備促進・機能強化と未事業化区間の着手
	②	広域道路ネットワークを活かす追加IC(スマートIC含む)及びICや拠点へのアクセス道路の整備促進
	③	高速道路から県内各地へのゲートウェイとなる「道の駅」等への支援
II. 災害を未然に防止し安全・安心に利用できるみちづくり	④	防災・減災、県土強靱化に向けた道路の機能強化と災害発生時における対応の迅速化
	⑤	人にやさしく安全・安心な道路整備に向けた多様な取組みの推進
	⑥	予防保全型維持管理などによる計画的な道路施設の長寿命化と効率的な道路維持管理の推進
III. 既存ストックを有効活用し快適な暮らしと地域の活力を生み出すみちづくり	⑦	生活圏域・都市間ネットワーク及び生活幹線道路の整備促進
	⑧	街なかに賑わいを創出するみちづくりの推進
	⑨	山形の特性を活かした道路ストック(施設)をかしこく使うみちづくりの推進

I 県内産業や観光の振興を支える社会基盤となるみちづくり

(1) 県土の基盤となる広域道路ネットワークの整備促進・機能強化と未事業化区間の着手

①高速自動車国道

高速自動車国道は、国土開発幹線自動車道建設法に基づき、産業の発展及び生活領域の拡大等を目的として建設される高速幹線自動車道である。

(a) 東北横断自動車道酒田線(山形自動車道)

仙台市を起点とし、東北縦貫自動車道の村田ジャンクションから分岐、山形市、寒河江市、鶴岡市などを経由して酒田市に至る総延長約158km(県内延長約131km)の高速道路である。

県内においては、平成元年の山形北IC～寒河江IC間の開通以来、順次供用区間が延長され平成13年8月酒田IC～酒田みなとIC間が供用したことにより、一般国道自動車専用道路である月山道路を介して、太平洋沿岸部と日本海沿岸部を最短時間で結ぶルートが完成した。

交通量の増加に伴う4車線化については、平成10年9月に関沢IC～山形蔵王IC間の開通以来、順次開通され平成14年11月に笹谷IC～関沢IC間(笹谷トンネル)が開通したことにより、村田ジャンクションから山形ジャンクションまでが4車線で繋がった。

また、平成14年11月に上り線に救急車専用退出路が完成し、救命救急センターのあ

る県立中央病院まで、西村山地域からの搬送時間がこれまでより約10分短縮され、さらに東北中央自動車道との連結により、西村山に加え、北村山、上山などからの広域的な利用が可能となった。平成18年10月に寒河江SAスマートICが恒久化（平成26年6月から24時間運用）したことにより、西村山地域の高速道路の利便性が向上するとともに、救急搬送にも寄与している。

(b) 日本海沿岸東北自動車道(日本海東北自動車道)

新潟市を起点とし、鶴岡市、酒田市、秋田市、能代市を経由して青森市に至る総延長約322km（県内延長約53km）の高速道路で、北陸自動車道、関越自動車道、東北横断自動車道いわき新潟線、同酒田線、同釜石秋田線、東北縦貫自動車道と連絡し、東北日本海沿岸の縦貫軸を形成する重要な路線である。

また、本県にとっては、庄内空港、酒田港及び東北横断自動車道酒田線に連絡する庄内地域の開発上大きな役割を果たす路線である。

平成25年度の「朝日温海道路」と「遊佐象潟道路」の事業着手により、未開通区間の全線が事業化されている。

<開通区間>

区間／箇所名等	開通年月	開通延長
あつみ温泉IC～鶴岡JCT	平成24年3月	25.8km
酒田みなとIC～遊佐比子IC	令和2年12月	5.5km
遊佐比子IC～遊佐鳥海IC	令和6年3月	6.5km

<事業中区間>

区間／箇所名等	事業着手	開通見込み時期
朝日温海道路 〔朝日まほろばIC ～あつみ温泉IC〕	平成25年度	未定
遊佐象潟道路 〔遊佐鳥海IC～象潟IC〕	平成25年度	令和8年度（小砂川IC）～象潟IC 令和9年度 遊佐鳥海IC～（吹浦IC） 未定 （吹浦IC）～（小砂川IC）

（ ）書きICは仮称

(c) 東北中央自動車道

相馬市を起点とし、本県内陸部を経由して横手市に至る総延長約268km（県内延長約157km）の高速道路で、福島・秋田・山形の3県の内陸部の主要都市を結ぶとともに、常磐自動車道、東北縦貫自動車道、東北横断自動車道酒田線及び同釜石秋田線と連絡し、東日本地域の太平洋沿岸部、日本海沿岸部との縦横の高規格道路網を形成する重要な路線である。

平成30年度の「金山道路」の事業着手により、未開通区間の全線が事業化されている。

<開通区間>

区間／箇所名等	開通年月	開通延長
米沢北IC～南陽高畠IC	平成 9 年11月	8. 8km
尾花沢新庄道路 〔川原子IC～新庄IC〕	平成11年11月	8. 1km
山形上山IC～東根IC	平成14年 9 月	27. 1km
主寝坂道路 〔中田IC～真室川町及位〕	平成17年11月	5. 0km
尾花沢新庄道路 〔野黒沢IC～川原子IC〕	平成18年11月	6. 1km
主寝坂道路 〔(金山北IC)～中田IC〕	平成20年 3 月	4. 9km
新庄北道路 〔新庄IC～(新庄北IC)〕	平成23年 3 月	4. 7km
尾花沢新庄道路 〔尾花沢IC～野黒沢IC〕	平成26年11月	4. 0km
福島大笹生IC～米沢北IC	平成29年11月	34. 4km
大石田村山IC～尾花沢IC	平成30年 4 月	5. 3km
東根IC～東根北IC	平成31年 3 月	4. 3km
南陽高畠IC～山形上山IC	平成31年 4 月	24. 4km
村山本飯田IC～大石田村山IC	令和 3 年12月	4. 5km
東根北IC～村山本飯田IC	令和 4 年10月	8. 9km
泉田道路 〔新庄鮭川IC～新庄真室川IC〕	令和 4 年11月	8. 2km

() 書きICは仮称

<事業中区間>

区間／箇所名等	事業着手	開通見込み時期
新庄金山道路 〔新庄真室川IC～(金山IC)〕	平成27年度	未定
真室川雄勝道路 〔真室川町及位～(上院内IC)〕	平成29年度	未定
金山道路 〔(金山IC)～(金山北IC)〕	平成30年度	未定

() 書きICは仮称

②地域高規格道路

地域高規格道路は、高規格幹線道路網と一体となって、地域の連携による地域集積圏の形成、集積圏相互の交流の促進、交通拠点等との連結を図るための道路である。

本県においては、平成6年12月に2路線が計画路線に、平成10年6月に1路線が候補路線に指定されている。

<計画路線：H6.12指定>

(a) 新庄酒田道路

新庄市を起点とし、酒田市に至る延長約50kmの道路であり、新庄地域集積圏と庄内地域集積圏とを連結し、東北中央自動車道、日本海沿岸東北自動車道、東北横断自動車道酒田線等とあわせて格子状骨格道路ネットワークを形成する路線である。

<開通区間>

区間／箇所名等	開通年月	開通延長
新庄南バイパス 〔新庄市鳥越～本合海〕	平成14年5月	4.0km
新庄古口道路 〔新庄市本合海～升形〕	平成27年11月	2.4km
余目酒田道路 〔酒田市新堀～酒田市東町〕	平成27年11月	5.9km
余目酒田道路 〔庄内町廻館～酒田市新堀〕	平成30年3月	6.8km
新庄古口道路 〔戸沢村津谷～古口〕	平成30年7月	2.2km
新庄古口道路 〔新庄市升形～戸沢村津谷〕	令和6年12月	6.0km

<事業中区間>

区間／箇所名等	事業着手	開通見込み時期
高屋道路 〔戸沢村古口地内〕	平成18年度	未定
高屋防災 〔戸沢村古口地内〕	令和2年度	未定
戸沢立川道路 〔戸沢村草薙～庄内町狩川〕	令和3年度	未定

<未事業化区間>

区間／箇所名等	進捗状況
戸沢村古口	整備区間指定（H18.3）
庄内町狩川～廻館	調査区間未指定

(b) 新潟山形南部連絡道路

新潟県村上市を起点とし、東置賜郡高畠町に至る延長約80km（うち県内区間約50km）の道路であり、新潟地域集積圏内の村上地方生活圏と米沢地域集積圏とを連結し、日本海沿岸東北自動車道、東北中央自動車道、東北横断自動車道酒田線等とあわせて格子状骨格道路ネットワークを形成する路線である。

<開通区間>

区間／箇所名等	開通年月	開通延長
赤湯バイパス 〔南陽市鍋田～高島町深沼〕	平成15年11月	1.2km
赤湯バイパス 〔南陽市島貫～南陽市鍋田〕	平成20年5月	2.0km
赤湯バイパス 〔南陽市竹原～南陽市島貫〕	平成21年3月	4.0km
梨郷道路 〔長井市今泉～南陽市竹原〕	令和6年3月	7.2km

<事業中区間>

区間／箇所名等	事業着手	開通見込み時期
小国道路 〔関川村金丸～小国町松岡〕	平成31年度	未定

<未事業化区間>

区間／箇所名等	進捗状況
小国町松岡～長井市今泉	調査区間未指定 ※「小国～飯豊」間：概略ルート・構造の検討に着手（R5）

<候補路線：H10.6指定>

(c) 石巻新庄道路

宮城県石巻市を起点とし、新庄市に至る道路であり、「新庄酒田道路」と一体となつて、重要港湾を持つ石巻市と酒田市を結ぶことにより、日本海側と太平洋側との経済・物流活動や観光等の交流を促進するものである。

※候補路線；地域高規格道路として整備を進めることの妥当性・緊急性等について検討を進める路線

(2) 広域道路ネットワークを活かす追加IC（スマートIC含む）及びICや拠点へのアクセス道路の整備促進

県民及び来訪者が高速道路を利用しやすい環境を整えるため、追加IC・スマートICの整備を促進する。加えて、産業や観光の振興を図るため、ICに接続するアクセス道路の整備を促進する。

また、重要物流道路の基幹道路同士や物流拠点を結ぶアクセス路の整備を推進する。

(3) 高速道路から県内各地へのゲートウェイとなる「道の駅」等への支援

圏域の様々な観光、地域情報を発信し、各圏域内の隅々に県外からの来訪者を導くゲートウェイとなる「道の駅」等の整備促進に向けた市町村の取組を支援する。

「道の駅」の活性化支援

- ・「道の駅」連絡会の開催等による道の駅間の連携促進
- ・フリーペーパー等広報誌を活用し、自動車による県内の周遊観光の情報発信

Ⅱ 災害を未然に防止し安全・安心に利用できるみちづくり

- (1) 防災・減災、県土強靱化に向けた道路の機能強化と災害発生時における対応の迅速化
災害発生直後から避難・救助や物資供給等の応急活動のために緊急車両通行を確保すべき重要な路線である「緊急輸送道路」や重要物流道路のぜい弱区間に対する「代替路」、災害時の物流拠点へアクセスする「補完路」及び孤立集落アクセスルート等について、橋梁の耐震化を優先的に実施する。

① 緊急輸送道路等における耐震化・老朽橋梁の架替

山形県が管理する道路のうち、第1次緊急輸送道路109km、第2次緊急輸送道路1,009kmについて耐震性等の強化を行い、地震時の緊急輸送道路ネットワーク機能強化を推進する。

② 道路における防災対策の推進

局地的な豪雨など、自然災害の多発化・凶暴化に対応するため、既存道路の斜面对策や冠水対策等を推進するとともに、雪国である山形県にとって必須である冬期の交通空間確保のための堆雪幅の拡幅、流雪溝の整備、及び防雪柵整備による地吹雪対策等を引き続き推進する。

特に平成30年度に実施した重要インフラ緊急点検結果に基づき、対策が必要とされた箇所のうち、緊急輸送道路について、防災対策工事を優先して実施するほか、緊急輸送道路において老朽化や機能不足等が著しい橋梁の架替更新を実施することとし、震災時の緊急輸送道路の確保に努める。

防雪工実績延長 令和7年12月1日現在

種 別	延 長
スノーシェッド等	3.8km
散水消雪（車道）	85.1km
無散水消雪（車道）	6.2km
無散水消雪（歩道）	38.2km
流 雪 溝	111.3km
防 雪 柵	239.1km

(2) 人にやさしく安全・安心な道路整備に向けた多様な取組みの推進

「山形県通学路安全確保対策プログラム」及び「市町村版通学路交通安全プログラム」に掲げるPDCAサイクルのもとで、学校関係者、警察、地域、道路管理者が連携して通学路の点検を行い、歩道設置、交差点改良やゾーン30プラス等の交通安全対策を推進する。

また、進行する高齢化を見据えて、限られた予算内で広く効果発現できるよう、通学路点検結果や事故データを基に多様な交通安全対策を実施し、子どもだけではなく高齢者や障がい者にも優しい歩行空間を創出する。

① 交通安全対策

(a) 特定交通安全施設等整備事業指定道路延長(令和4年3月指定)

(単位: km)

道路種別	1号該当区間		2号該当区間							3号該当区間		4号該当区間		計	
	うち通学路	うち通学路	うち通学路	うち通学路	うちゾーン30		うち生活道路対策エリア		うちその他エリア対策	うち通学路	うち通学路	うち通学路	うち通学路	うち通学路	うち通学路
					うち通学路	※ゾーン30との重複除き	うち通学路	※ゾーン30、生活道路対策エリアとの重複除き							
高速自動車国道	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	87.8	0.0	0.0	87.8	0.0
一般国道(指定区間内)	157.1	29.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	444.9	60.7	0.0	602.0	89.8
一般国道(指定区間外)	103.2	26.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	336.5	65.8	0.0	439.7	92.4
主要地方道	125.2	48.3	0.9	0.9	0.0	0.0	0.2	0.2	0.0	0.0	705.7	197.5	0.0	831.8	246.7
一般都道府県道	104.4	51.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	831.6	278.8	0.0	936.0	329.8
市町村道	0.0	0.0	22.2	5.7	0.0	0.0	2.7	1.7	0.0	0.0	1737.0	906.6	2060.7	3819.9	921.5
計	489.9	155.0	23.1	6.6	0.0	0.0	2.9	1.9	0.0	0.0	4143.5	1509.3	2060.7	6717.2	1680.1

※ 各号は、交通安全施設等整備事業の促進に関する法律施行規則第1条に規定する指定の基準による

1号 交通量に応じた交通事故死傷率が一定の数値以上である区間

2号 単位面積当たりの人の死傷に係る交通事故の発生が特に多いと認められる地区内の道路

3号 付近に幼稚園、小学校等があること、市街地を形成している地域内にあり、且つ交通が著しく輻輳していること、またその他特殊な事情により交通事故が多発する恐れが大きいと認められる区間

4号 交通の円滑化を図ることにより効果的に交通事故を防止することができると認められる地区内の道路

※ 法指定通学路とは、交通安全施設等整備事業の促進に関する法律施行規則第4条に規定する通学路

(b) 歩道等の設置状況(県管理道路)

令和7年4月1日現在

幅の広い歩道	歩道のべ延長	2,129 km
	総幅員3m以上の歩道延長 (幅広率)	1,032 km (48.5%)
立体横断施設	歩道橋	24橋
	地下道	27ヵ所

(3) 予防保全型維持管理などによる計画的な道路施設の長寿命化と効率的な道路維持管理の推進

① 予防保全型維持管理による道路施設の長寿命化

高度成長期に集中的に整備された橋梁の老朽化が進行し、対策が必要な橋梁が今後急速に増加することを踏まえ、長期的な維持管理コスト縮減、予算の平準化を推進する。

また、トンネル等の大型構造物について、健全性の維持と第三者被害防止の観点から定期点検を実施し、効率的な維持管理を実施する。

② 的確な維持管理の実施

道路の構造を保全し円滑な交通を確保するため、的確な維持管理、除雪を実施する。

建設業界においても深刻化している高齢化や担い手不足下であっても、道路の適切な日常管理や除雪、災害対応等による円滑な交通を確保するため、AI等のデジタル技術を活用した維持管理の省力化・効率化を推進

また、限られた予算の中で維持管理水準を維持するため、道路監視、維持修繕業務や除雪業務の受託者との役割分担のもと、地域や企業、団体、NPO等の力を活かした県民協働による効率的な維持管理を実施する。

(a) 道路の維持管理

山形県が管理している道路延長は、一般国道、主要地方道、一般県道(独立専用自歩道除く)を合わせて3,096.7kmで、外に一般国道の指定区間は、国土交通省山形、酒田の各河川国道事務所が管理している。

令和8年度の維持管理体制は、4総合支庁が担当し、維持管理にあたっている。

除雪		令和7年12月1日現在(単位延長：km)							
道 路 種 別	管理延長(A)	雪 寒 指 定 延 長	令和6 年度除 雪延長	令和7年度除雪延長			(B)のう ち消雪 道路延 長	管理延長 に対する 除雪率 (B)/(A)	除雪延長 に対する 委託率 (%)
				公共	単独	計(B)			
一 般 国 道	573.3	574.9	503.0	509.0	0.0	509.0	8.2	88.8	100
主 要 地方道	1,153.1	1,117.9	1,047.0	1,039.1	0.0	1,039.1	39.8	90.1	100
一 般 県 道	1,370.3	1,272.6	1,202.2	1,187.6	0.0	1,187.6	42.2	86.7	100
計	3,096.7	2,965.4	2,752.2	2,735.7	0.0	2,735.7	90.2	88.3	100

※自転車道を含まない。

路面内訳、道路管理体制

令和7年4月1日現在

種 別	延長(km)	道 路 監 視 員 パトロールカー	72 人 19 台
砂利道	63.9		
舗装道	2,876.5		
防じん	156.3		
計	3,096.7		

注)延長欄は、自転車道を含まない。

機 械 名	台 数
維持作業車(Wキャブ)	10
ダンプトラック	13
散 水 車	8
路 面 清 掃 車	8
リ フ ト 車	1
草刈装置(アタッチメント)	13

(b) 道路情報連絡

道路における災害、または工事による交通規制、その他異常事態発生等による情報を道路利用者に提供し、交通の安全を図るため、(公財)日本道路交通情報センターに委託している。

③ 県民協働による維持管理の推進

(a) ふれあいの道路愛護事業

県が管理する道路の美化活動、歩道除雪等を積極的に行う自治会や企業等の団体に対し、活動費の助成や、活動表示板の給付を通じて支援している。

- (i) 県の支援内容
 - ・ 団体への活動負担金
団体は、作業道具（草刈鎌、軍手、ゴミ袋など）購入、除雪機燃料、傷害保険料などに使用している。
 - ・ 団体活動PRのための表示板の設置
 - ・ 活動団体との意見交換会の開催
 - ・ 県ホームページによる活動紹介
 - ・ 団体向けの広報紙作成
- (ii) 支援の条件
 - ・ 協定の締結（団体の役割、県の役割と支援、連絡体制、団体の保険加入）
 - ・ 団体は、次の業務のいずれかを原則年間を通じて実施
清掃 側溝清掃 除草、草刈 樹木剪定 歩道除雪(冬季のみ) 植栽活動
- (iii) 活動団体

令和5年度	553 団体（清掃・草刈など：491 団体	歩道除雪：62 団体）
令和6年度	568 団体（清掃・草刈など：505 団体	歩道除雪：63 団体）
令和7年度	586 団体（清掃・草刈など：520 団体	歩道除雪：66 団体）
- (iv) 事業の効果
 - ・ 道路愛護意識の醸成と地域コミュニティの形成への寄与（県民意識の変化）
 - ・ 良好な道路環境の保全（不法投棄の防止）
 - ・ 県が行う道路維持管理費の軽減

Ⅲ. 既存ストックを有効活用し快適な暮らしと地域の活力を生み出すみちづくり

- (1) 生活圏域・都市間ネットワーク及び生活幹線道路の整備促進
 - ① 生活圏間・都市間ネットワークの整備推進
生活圏間・都市間の交流連携、生活関連サービスの確保、地域社会の維持等のため、一般国道や主要な県道において道路の改築・拡幅やバイパスの整備を推進する。
 - ② 地域の実情に応じた効果的な整備の推進
限られた予算の中で、事業箇所の選択と集中を図りながら、部分的な拡幅や待避所の設置、視距改良等地域の実情に応じた効果的な整備を推進する。
- (2) 街なかに賑わいを創出するみちづくりの推進
 - ① 無電柱化や賑わい空間形成に向けた取組を推進
沿線住民や観光客に親しまれる良好な景観を創出するため、道路改良等を契機とした無電柱化を推進する。
 - ② 渋滞解消対策の推進
道路改良や交差点改良等を行い、渋滞箇所の解消を図っていく。
- (3) 山形の特性を活かした道路ストック(施設)をかしこく使うみちづくりの推進
 - ① 自転車の利用環境の整備
平成29年の自転車活用推進法の施行を踏まえ、安全な自転車の利用環境を確保するため、道路の拡幅等に合わせて整備した堆雪幅を自転車の利用空間として活用する“山形らしい”みちづくりを推進する。
 - ・ 令和元年8月 「山形県自転車活用推進計画」の策定
 - ・ 令和3年3月 「山形県自転車ネットワーク計画」の策定
 - ・ 令和4年3月 「第2次山形県自転車活用推進計画」の策定
 - ・ 令和7年3月 「第2次山形県自転車活用推進計画（増補版）」の策定

② 分かりやすい道路標識の整備

県内周遊の利便性向上、非幹線道路への大型観光バス等の進入の抑制等のため、県外、国外からの来訪者にも分かりやすい道路標識の整備を推進する。